

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### <本市の人口構造について>

本市の人口は令和5年4月現在で33,086人、うち生産年齢人口が18,887人(57.08%)に対し65歳以上の人口が10,803人(32.65%)となっており、超高齢化の人口構造である。

##### <本市の産業について>

本市においては相馬中核工業団地東地区(光陽地区)・西地区(大野台地区)、相馬南第二工業団地(柚木地区)において製造業及びエネルギー関連産業等の集積が進んでいるが、建設業、製造業、卸売・小売・飲食業、サービス業のほか農林水産業など多岐にわたる産業が市内全域に幅広く分布している。また、本市に所在する事業者のうち、大半が中小企業者・小規模事業者で占められており、市内の雇用及び経済活動の基盤となっている。

##### <本市事業者を取り巻く状況>

近年、国内経済は緩やかな改善傾向にあり、中小企業者・小規模事業者を取り巻く状況も改善傾向にあるとされているが、その状況は規模・業種・地域等によって大きく異なることに加え、設備老朽化、設備投資や売上高の伸び悩みといった課題も存在している。

現在、年少・生産年齢人口が減少、老年人口が増加し少子高齢化が進行しており、市内中小企業は人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、市内中小企業の生産性の抜本的な向上させることで、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

所在する企業の大半が中小企業者・小規模事業者で占められている本市において、これらの問題は顕著に表れてきており、この状況を放置し、継続的に悪化した場合、市内の事業者における労働生産性の低迷にとどまらず、事業継続自体が困難な状況に陥ることが予想される。

#### (2) 目標

東日本大震災以降、本市をとりまく交通インフラ環境は、常磐自動車道の全線開通、相馬福島道路の全線開通、相馬港の復旧と、急速に復旧・復興が進み、震

災以前に比べ流通環境が大幅に改善されてきており、事業者の生産性向上を支える基盤となることが期待できる状況である。

本市の目標としては、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、老朽化の進む設備を生産性の高い最新の生産設備への更新を推進するほか、新たな事業の創出や拡大を強く支援し、労働生産性の向上のみならず、労働環境等の改善を図ることで若年者の就職及び定着性を向上させることを目指す。

このことにより、本市における人手不足等の厳しい事業環境を乗り越え、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図り、雇用の安定化及び経済活動の活性化を促進することを目標とする。

これを実現するため、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入基本計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるもの）が年率3%以上向上することを旨とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は建設業、製造業、卸売・小売・飲食業、サービス業のほか農林水産業など多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺、国道6号線沿い、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらすべての地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

＜対象業種について＞

本市の産業は建設業、製造業、卸売・小売・飲食業、サービス業のほか農林水産業など多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

#### <対象事業について>

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月26日～ 令和7年6月25日の2年間

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 大気汚染防止対策、排水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策及び悪臭対策、地球温暖化防止対策など、各種環境法令とともに、福島県環境基本計画に基づき、環境の保全に十分配慮する。
- ② 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ③ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ④ 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。